

第3回北見市地域福祉計画策定委員会 会議録

日 時：平成27年2月26日（木） 午後6時00分～8時05分
 場 所：北見市総合福祉会館 体育室
 出席者：照井会長、橋本副会長、石井委員、金林委員、島田委員、白幡委員、三浦委員、寺山委員
 金野委員、一條委員、信田委員、坂森委員、松金委員、戸田委員、前橋委員、柴田委員
 山本委員、荒委員、河井委員、櫻井委員
 （事務局）高田社会福祉課長、和泉社会福祉課総務担当係長、横地社会福祉課障がい管理担当係長
 鈴木介護福祉課庶務指導担当係長、持田担当、川口担当、今村担当

欠席者：なし

会議次第

1. 委員長挨拶
2. 報告事項
3. 議 事
 - (1) 北見市地域福祉実践計画の概要について
 - (2) 北見市障がい者計画の概要について
 - (3) 北見市障がい福祉計画の概要について
 - (4) 北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画の概要について
 - (5) 北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について
 - (6) 策定委員会部会の設置について
4. その他

- | | |
|------------------------------|--|
| ○開 会
(委員長) | 本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。
それでは、ただ今から、第3回北見市地域福祉計画策定委員会を開会いたします。 |
| ○報 告
(委員長) | 事務局より諸般の報告を行います。 |
| (事務局) | 本日の出席委員数は、20人中20人です。
委員会設置要綱第6条第2項の規定に基づき、半数以上の出席がありますので、本日の会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。 |
| ○議事
(委員長) | ※その後、会議資料の確認
それでは、議事を進めさせていただきます。 |
| (1) 北見市地域福祉実践計画の概要について (委員長) | それでは、議事の(1)北見市地域福祉実践計画の概要について、三浦委員から説明をお願いします。 |
| (委員) | それでは、「北見市地域福祉実践計画の概要について」、ご説明させていただきます。
事前配布資料1をご覧くださいと思います。 |

【以下、事前配布資料1に基づき説明】

(委員長) ただ今、三浦委員より『北見市地域福祉実践計画』の概要について説明がありましたがこれについて何かご質問がありましたら、ご発言願います。

(委員) 私たち策定委員にしてみれば、実践計画の中に4つの基本計画があるが、ひとつひとつはいろいろなと思うが、このことは次年度継続しなければならないなどの課題や進捗状況などを出してもらえれば、今後考えていく上では参考になるかと思えます。また、意見を述べる場も設けていただけたらと思えます。

(委員) 進捗状況についてであります。まだまとまっておらず策定委員会までに第2期計画の比較できるような検証できるような資料を作成しようと考えております。

(委員) 検証結果について、私たち地域福祉計画の策定委員会にも説明していただきたいです。

(委員) 実践計画の中身は、地域福祉計画と共有する部分も多くありますので、その進捗状況もこちらの策定委員会の中で報告する機会もあるのではないかと思います。市の事務局と整理をさせていただいて、実践計画の進捗状況も報告できるように協議させていただきたいと考えております。

(2) 北見市障がい者計画の概要について (委員長)

議事の(2)北見市障がい者計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、私から、北見市障がい者計画の概要につきまして、説明させていただきます。第1回会議にて配布いたしました、参考資料4をご覧くださいと思います。

【以下、第1回会議配布資料4に基づき説明】

(委員長) ただ今、第2北見市障がい者期計画の概要について、説明がありましたが、これについて何かご意見ご質問がありましたら、ご発言願います。

(委員) この10年の中で障がいの部分の法律は大きく変わり、障害者基本法の理念が変わったり、いろいろと変わっております。それに基づいて新たな制度出てきております。そんな中で、この障がい者計画を進めるのか、どういう風にしていくのかが見えてこない。何年度までに施行するとか法律で決まっている部分については、どのようにおさえられているか教えていただきたい。

(事務局) この計画を作ったのが平成19年3月ということで、かれこれ8年経とうとしております。作った瞬間に古い計画になってしまっています。長期的な10年スパンの計画として当時は作らせていただきましたが、制度、特に障がい者の法律については、障害者自立支援法が総合支援法に変わってきた中で、その総合支援法も施行されたが、問題も出てきていることで、庁内の障がい部分の推進委員会もありまして、その中でも定期的に話をさせていただいております。実際制度も変わった中で、どういう風に市として施策を行っていくかというのは、社会福祉課で行っているの、本来は計画を作るにあたり、策定委員会の委員さんに市としてこういう風に進めて行きたいというお話をすべきですが、そこが抜けている状況です。今25年度の進捗状況が出来上がる状況ですので、今後皆様に進捗が進んでいるとか、この部分が問題になっているなど、次の機会にお話しさせていただきたいと考えております。

- (委員) 7ページに障がい者の現況がありますが、私の町内会ではここ4から5年の中で何人か増えてきている状況ですが、精神障がい者の人数の中に含まれているのでしょうか。
- (事務局) 認知症については、こちらの3つの障害区分の中には入っておりません。認知症の方については障がい者という位置づけではないので、障がいを持った方というところではカウントはしていませんが、この間の会議でも認知症の方の取り扱いについて、公共サービスを含めて懸念や、社会的な問題が出てきておりますので、今後障がい者の部分で認知症を取り扱うのか、解決する施策を盛り込むのかも含めて検討させていただきたい。
- (委員) あと、5年ほど経過したら、高齢者の5人に1人は認知症となるといわれておりますし、我々の周りも増えてきていますので、手助けなども重点的に計画で話していくのも大事だと思います。
- (委員長) 障がい者の分野分けということで、この3つの部分で昔から分けておりますが、認知症は病気なのか障がいなのかということもありますが、これからの障がい者計画の中に入れた方がいいのか、それとも地域福祉計画にも盛り込む必要があるのかなとも思うのですが、行政サイドで分け方を考えたときに、入れた方がいいということになれば障がい者計画の中に、別なだけけれども入るいいことも出てくると思うので、市がどのように考えるのかということだと思います。
- (3) 北見市障がい福祉計画の概要について (委員長) 議事の(3)北見市障がい福祉計画の概要について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) それでは、私から、「北見市障がい福祉計画の概要」につきまして、説明させていただきます。事前配布資料2をご覧くださいと思います。
- 【以下、事前配布資料2及び第1回会議配布資料5に基づき説明】**
- (委員長) ただ今、北見市障がい福祉計画の概要について、説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言願います。
- (委員) 生活支援の位置づけという中身はわかるし、現実には障がいのある方が地域で生活していくことを国は進めてきていることも事実です。問題は、すべての計画がそうなんです。施設などでの虐待のことも取り上げられてきていますが、地域の人たちも協力して虐待を減らしていく取り組みもある中で、何故北見市の虐待の現状が取り上げられてこないのか理解できません。
- 2点目は、28年4月に障害者の差別解消法が施行されるはずですが、その取り組みが全く書かれていません。3点目は、障害者総合支援法の中で、地域生活支援事業で25年4月に必須事業として追加されたものがあります。障がい者に対する理解を深めるための研修啓発を行うということで、必須事業として市町村に課せられております。しかし、この計画を見ると、あくまでも障がいを持っている本人とその家族が中心で、その地域で障がいを持っている人ももっていない人も共生していくことを大事にしていくのであれば、一般の市民の人たちが障がいについて正しく理解をし、どうかかわって行けばいいのかということを書いていかないといけないと思います。これには保護者や利用者についてはあるが、市民に対しての取り組みは大事だと思います。障がい者への偏見の目も中にはあると思うので、必須事業である啓発をどんどんやっていかないとと思うのですが、どう考えているのか教えていただきたい。

- (事務局) 障がい者への理解促進であります。虐待防止にも関連してくるが、北見市では町内会や各種団体から、ミント宅配便という出前講座を行っておりますが、障がい福祉の部分では年に10回程度は呼ばれて、制度の説明などを行っております。その機会に、市民の方への障がい者の理解促進が図られるように今後も務めていきたいと考えております。差別解消法については、自治体は率先してやっていかなければならないとなっておりますが、この計画には入っていないのですが、市としてもバリアフリーになるように、視覚障がい者の方へ、庁内でも点字ブロックをつけなければならない等、具体的な活動に向けて取り組むよう依頼をしている状況であります。必須事業であることは確かで、理解促進、啓発については計画の中に入ってはいませんが、これまでもミント宅配便等で啓発はしてきております。
- (委員) この間のアンケートでも一つの例として、市民が、市のサービス等の情報を得るのは後方北見という結果が出ていました。そういうことを踏まえて活用していかないと、市民に本当に伝わるのかということも考えてほしいということです。ミント宅配便も大事だと思いますが、もっと踏み出してほしいということをお願いいたします。
- (委員) 第3期の28ページの下段の事業で、事業の平成22年の利用者と平成23年の利用者を比べ半減しているが、市として具体的な何かを把握していますか。手話についてもどう考えているか。もう一つ、福祉避難所について、危機管理室や消防との具体的な体制作りはどこまで進んでいるか教えてください。
- (事務局) 奉仕員養成研修が減ったということで、点訳の奉仕員養成研修の受講者が減ったのが大きな要因です。点訳については、基礎を学ぶだけでも半年以上受講しなければならず、長く続けていただければならないし、受講後すぐに点訳できるわけではなく、サークルで2年程度活動していただいたのち本を点訳できるスキルが身につくものです。市民手話講座の募集の方も、伸びていない状況でありまして、力を入れていかなければならないと考えております。第4期の計画で、6ページの③ということで手話普及に向けた環境整備ということで、今までの市民手話講座もやっていますが、受講者も減ってきている状況で、市としても体制整備するうえで、市内どこにいても聴覚障害者と健常者が手話で意思疎通を図れるように、市民一人一人が手話を理解できる環境づくりをしたいと考えており、市民手話講座についてもみなさんに周知して、できるだけ多くの市民の方が講座に参加し手話を覚えてもらうところから、環境整備を考えております。福祉避難所については、昨年1法人事業所の障がい者の福祉避難所で、消防、防災担当、社会福祉課、事業所の支援員、施設利用者と避難訓練を行いました。できるだけ今後も、防災担当等と連携を図りながら行っていきたいと考えております。
- (4) 北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画の概要について (委員長)
- (事務局) 議事の(4)北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画の概要について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) それでは、私から、北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画の概要につきまして、説明させていただきます。事前配布資料3をご覧くださいと思います。

【以下、事前配布資料3に基づき説明】

- (委員長) ただ今、北見市高齢者保健福祉計画及び北見市介護保険事業計画の概要について、説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言願います。
- (委員) 先ほど2ページの介護保険制度の改正と国の概要ということで、要支援1、2の方でも日常生活総合支援事業の実施ということで北見市では29年の1月から実施すると思うのですが、どのように進めて行くのかがわからない。わかるような説明等していただければと思います。2点目は、認知症についてですが、生活圈域に地域包括支援センターがあるわけですから、そこと連携をし、人員を増やして認知症の方やその家族の支援ができるような体制作りに取り組んでほしいと思います。
- 認知症に関連して、認知症になった方が徘徊とかしたときにどう取り組むということはあると思うのですが、認知症になった人も、色々残された能力があると思います。それを活かすということをテレビとかでもやっています。計画にはなかなか盛り込むことは難しいかもしれませんが、そういう取り組みもして行ってほしいと思います。
- 最後ですが、高齢者の未届施設についてです。高齢者のサービス付の住宅もありますが、高くて入れない方もいます。市としても、北見市の実態を調べて取り組んでいかないと、安心して生活できないのではないかと思いますので、そういった努力をしてほしいと思います。
- (事務局) 今ご質問があった内容について、計画等策定等委員会の中でも充分協議されてきました。計画書の本文は、84ページと限りがあることから、これからの3年間で、計画等策定委員会と市の関係部署、また市民の皆様と連携を強化しながら実施して参ります。
- まず1番目については、法改正により介護予防生活支援総合事業が新たに導入され、要支援1・2の方が一部介護保険サービスから外れるメニューがあります。具体的には、介護予防通所介護、介護予防訪問介護の部分限定であります。この方々が、法改正移行どの様になるのかといいますと、NPO法人、協同組合、町内会等の、自助、共助、公助により実施移行することになります。しかし、私どもの調査では、4月から実施する市町村は殆どなく経過措置の2年間で実施に向けた準備するとのことであります。今まで介護保険法の中で業務として実施されていた内容を、簡単に実施していただけない可能性もあるため、充分な説明及び周知を図る予定であります。また、利用料金についても市町村で決められるということですが、平成29年までの2年間で他の町の動向及び連携をしながら、北見市民に不利益の無いよう周知啓蒙啓発をしていきたいと考えております。なお、本年4月から実施しない場合は、介護保険条例の改正を行い、実施できるまでの間については、今まで通り行うこととし、市民の方への不利益がないよう実施していこうと考えております。
- 2点目の認知症の方及び家族の方の対応についてであります。計画策定のため実施させていただいた住民懇談会時にも要望がありました。認知症の方は元よりその家族の方に対しても支援が必要であると。今後もケアラー（家族）に対しまして更に地域包括支援センターと協力し対応する予定であります。なお、地域包括支援センターは本市に7ヶ所あり、介護福祉士、社会福祉士、看護師等の専門的な資格を持った方勤務しております。地域により高齢者人口、認知症の方の数も違いますことから、平成27年度から6,000人の対象者を超え、プラス2,000人の計8,000人になった場合については、職員を1増員させていただく予定であります。
- また認知症の方の家族の対策ですが、先進地である札幌市、旭川市、帯広市等他の市と連携をし、いろいろな意見を聞いて今後執り進めていきたいとこの計画でも考えております。
- 3番目の認知症の方の社会参加ですが、その方の残存能力を活かし仕事やお手伝い等、能力に応じた内容で社会の役に立っているものがテレビで放映されていました。素晴らしい事であると思いましたが、本市でも必要であると共感いたしました。今後、計画の推進するにあたり検討していきたいと考えております。
- 次に、未届施設の対応ですが、一般的に高齢者下宿、高齢者アパート等のことを位置づけ

てであり、介護保険法や老人福祉法によらない施設となります。全ての未届施設が適正に運営されているわけではありませんが、本市として昨年10月に未届と思われる施設につきまして、地域包括支援センターと協力しアンケートを調査を実施いたしました。施設の規模、消防安全対策の有無、介護職員の数、利用料金等の内容です。何故アンケート調査を実施したのか？、それは、行政が指導できない施設であるからです。現在未届の施設については、介護福祉課で把握している中で約45軒ほどあります。現在オホーツク振興局と連携し、有料老人ホームの届出についてお願いしており、届出の準備をしている施設もあります。市民・入居者の安心安全を目指し北見市は、消防、建設指導課、介護福祉課で連携をして対応をしている状況であります。

(委員) 計画の6ページ基本目標3ですが、自宅の畳の上で亡くなるということは非常に幸せなことだということが昔では当たり前でしたが、現在は珍しくなってきました。在宅医療ということで、病院で治療等やることがなくなれば自宅に帰される状況にあります。そういった中で、在宅医療に対しての国の対策が問題視されております。非常に弱い部分がありまして、訪問医療というものも考えていかなければならないと思います。ところが北見市の場合、医療を高齢者に対し在宅ですという国の方針があるにもかかわらず、現実には訪問医療はまったくないので、在宅医療は無いのではないかという矛盾を感じることがあると思います。在宅医療にするのは、病院に行くことが介護タクシーなどもありますが大変なんです。今後対策として、介護と医療についてそういった部分も29年以降で結構ですので、取り入れていただければと思います。これはお願いです。

(事務局) 策定等委員会でも協議されており、北見医師会と既に協議をさせていただいております。訪問医療も実際に行っている事業所もありますが、医療関係者（医師）が少なく、現在は十分に市民の皆様のご希望に添えていない状況であります。「国」は、自宅の自分の部屋で特別養護老人ホームと同じようなケアが受けられるよう推進しております。そんなに簡単なことではありませんが、医療と介護の連携も含めて重点課題とし、策定等委員会協議し、今後計画の推進にまい進していきたいと考えております。

(5) 北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について (委員長) 議事の(5)北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、私から、北見市子ども・子育て支援事業計画の概要につきまして、説明させていただきます。事前配布資料4をご覧くださいと思います。

【以下、事前配布資料4に基づき説明】

(委員長) ただ今、北見市子ども・子育て支援事業計画の概要について説明がありましたが、担当者が不在という事で、次回以降部会等でご意見、ご質問をしていただければと思います。

(6) 策定委員会部会の設置について (委員長) 議事の(6)策定委員会部会の設置について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、私から、策定委員会部会の設置につきまして、説明させていただきます。事前配布資料5をご覧くださいと思います。

【以下、事前配布資料5に基づき説明】

(委員長) ただ今、策定委員会部会の設置について、説明がありましたが、これについて何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言願います。

【質問なし】

○その他 (委員長)

その他についてですが、皆さんの方から何かございますか。

(委員) 何点かありまして、1点目は4月から施行の、生活困窮者自立支援法をこの地域福祉計画の中に盛り込むのか。2点目は、今後4つの部会に分かれますが、北見市の、医療法人の数や、障がい者の人数、ボランティア団体などの、基礎的な福祉の情報提供をお願いします。

(事務局) 生活困窮者自立支援法については、4月より本格施行となりますが、昨年10月より、社協さんに委託しておりますが、自立支援センターを設置しモデル事業として行っており、社協さんと協議しながら進めていきたいと考えております。福祉の情報提供については、見せ方等工夫しなければならない部分もありますので、検討させていただければと思います。

(委員長) 必要な情報やデータについては、各部会の中で請求して、取っていただければと思います。事務局から何かございますか。

(事務局) それでは、私から、今後の予定につきまして、説明させていただきます。次回の会議を3月26日木曜日に開催を予定いたします。会場につきましては、この会場を予定しております。

(委員長) それでは、以上ですべての議事を終了いたします。本日は、長時間にわたり、ご協議くださりまして誠にありがとうございました。以上をもちまして、第3回会議を終了いたします。

終了 午後8時5分